

平成24年度第8回 石川県議会改革推進会議 結果概要

- 1 開催日時：平成25年3月18日（月）14時11分
- 2 開催場所：特別委員会室
- 3 出席委員：木本会長、米澤副会長、宮元委員、下沢委員、福村委員、
稲村委員、川委員、増江委員、佐藤委員
オブザーバー：山根議員、新谷議員、本吉議員
事務局：局長、次長 ほか議会事務局職員

【会議概要・主な意見】

- 1 政務活動費運用基準（マニュアル）について
前回の会議で示した政務活動費マニュアル案に対する各会派意見を政務活動費マニュアル検討小委員会できりまとめ、その結果について協議した。
 - ・「会派及び議員の雇用する職員は、会派が行う政務活動又は議員の補助者として経費の対象に含まれる（他の経費についても同じ）。」との表記が何の経費を指しているのか解りづらいつとの意見について
→ 会派及び議員の雇用する職員に関する内容であることから、人件費の欄に該当する経費を明記した。
 - ・「政務活動事務所と政治団体事務所での按分は3分の2にすべきである。」との意見について
→ 全国都道府県議長会の「実績による按分が困難な場合は2分の1の考え方もある」との意見、また、現行の政務調査費における全国状況の調査において政務調査事務所とそれ以外の団体事務所や住居を按分する場合、2分の1が上限であったことを踏まえ、原案どおり2分の1とした。
 - ・「要請陳情等活動費を削除する」との意見について
→ 条例で定めた要請陳情等活動費や会議費の内容をマニュアルの検討段階において削除できないことから、原案どおりとした。
 - ・「交通費のタクシー等の中には代行運転が入るので、飲酒が前提となるようなものは調査活動になじまず運用すべきでない。」との意見について
→ 全国都道府県議長会の考え方において、飲酒を伴う会合への参加に要する経費であっても公職選挙法の制限に抵触しないことや社会通念上妥当なものであれば認められていることから、原案どおりとした。

- ・「閲覧はインターネットでもできるようにする。」との意見について
→ 閲覧は透明性を図る観点から新たに始める制度であり、とりあえず、議会の指定する場所で閲覧することとし、県議会のホームページで閲覧開始時期を告知することとした。

- ・ 全国都道府県議会議長会の法制執務アドバイザーからの意見を踏まえ、「事務所費」の用途について、「事務所の形態に合わせて判断し、活動実績に応じて合理的に説明可能な範囲で按分割合を適用すること」を念のため明記した。

2 その他

- ① 外部有識者の意見や全国的な動きなどを参考にマニュアルの見直しを継続することとし、政務活動費マニュアル検討小委員会で引き続き検討を進めていくこととなった。

- ② さらなる透明性の確保という観点から、政務活動費を議題としたこれまでの会議概要を県議会のホームページに掲載することとなった。

- ③ 市民オンブズマン石川から「政務活動費条例等の意見書」が議長宛に提出されたことを周知した。

- ④ 会議終了後、マニュアル案を議長に報告した。